

金 総 第 7 4 5 号
総 情 貯 第 2 5 号
平成 2 6 年 2 月 2 0 日

郵政民営化委員会
委員長 増田 寛也 殿

金融庁長官 畑中 龍太郎 印

総務大臣 新藤 義孝 印

郵政民営化法第 120 条第 1 項第 7 号等の規定に基づく内閣府令・総務省令案について

標記について、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 120 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 149 条第 1 項第 7 号及び第 8 号の規定に基づく内閣府令・総務省令の改正に当たり、同法第 123 条第 2 号及び第 151 条第 2 号の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

意見を求める内閣府令・総務省令案

- 以下に記載する規定に基づく内閣府令・総務省令案
 - ・ 郵政民営化法第 120 条第 1 項第 7 号及び第 8 号
 - 並びに第 149 条第 1 項第 7 号及び第 8 号